

## 第三項 農地改革

## 208 鎌掛村の農地改革時報

大字鎌掛文書

財閥解体と並んで第二次世界大戦後の経済構造を大きく変えたのが農地改革である。昭和二十一（一九四六）年十月から十二月にかけて公布・施行された自作農創設特別措置法、農地調整法を基にして、翌二十二年から二十五年までに農地改革が実施された。その内容は、不在地主の全貸付地と、在村地主の貸付地の保有限度（都府県で平均一町歩、北海道で四町歩）を超える部分を国が買収し、小作農に売り渡して自作農化すること、物納小作料を金納化することなどである。この結果、旧来の地主・小作制度は完全に解体された。その買収の主体となったのが市町村の農地委員会である。この農地委員会の階層構成は、地主三・自作二・小作五とされ、小作の意見が強く反映されることになった。

ここに掲載した資料は、鎌掛村農地委員会が独自にガリ版刷りで刊行した、村民・関係者向けのニュースレター『農地改革時報』の第一号（昭和二十三年四月二十九日付）である。大字鎌掛文書の「農地農業委員会予算等関係書類綴つづり」自昭和二十二年「鎌掛村農業委員会」の中に挟み込まれていた資料

を村民・関係者へいち早く周知することを目的とした発刊であることを明確に冒頭で表明し、「高い農業生産力と明るく豊かな農村を作り上げるのを目的」と謳い上げる。

その内容目次は、(一) 発刊に際して、(二) 通達（滋賀軍政部よりの指示について、小作地等移動調査について）、(三) 予算統計（二十二年度収支予算、農地調査、農地解放歩合調、開放農地集計表、農地解放完遂報告書）、(四) 選挙、(五) 雑録（農地借貸価格表、農地委員会職員組合宣言）、(六) メモ、附録（農地委員伊勢方面査察経費報告）となっている。

とりわけ、昭和二十三年一月二十九日の滋賀軍政部から滋賀県への通達の要旨を述べた箇所では、GHQが計画終了後に、小作地が全農地の約八パーセントとなるまで各農地委員会が農地買収を行い、より徹底した農地改革を行うことを意図していることに、村民の注意を喚起している。

この他、「小作地等移動調査について」という県の農地部長から農地委員長宛の文書を掲載して、その報告書の雛形まで挙げて徹底を図っている。

また、この写真にない箇所では、農地買収事業が農地委員等の個人的犠牲で行われていることに不満をあらわにし、「農地改革を阻害するものは地主に非ず一部不良の委員に非ず実に政府にあるのであります」と結んでいる。

で、村が独自にこのような一般向けの広報を刊行していることは珍しい。農地改革が、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の指示により占領下に強行されたこともあって、タイトルにも「The Land Reform News」と英語訳が付されている。

巻頭の「農地改革時報発刊に際して」では、「農地改革は農民自身が自分のものとして推進して行かねばならぬ事は申すまでもありません。殊に農地委員会の動きが公正であり活発でなければ誰もが心配しているような結果に終るかも知れません」とある。農地買収事業が一段落したのを機に、農地委員会の公明正大性が不可欠で、その活動のために重要事項

## 209 大字山本農業組合の供出と配給

大字山本文書

供出とは、米・麦等の主要食糧について、農家の自家消費用以外は政府の定める条件で強制的に政府に売り渡す制度である。戦中期の昭和十五（一九四〇）年に応急的に始まり、昭和十七年の食糧管理法で体系化された。敗戦後は、食糧供給の穀倉としていた朝鮮・台湾の海外植民地を失ったことに加え、戦後の経済の混乱が続いたため、都市住民の食糧供給は極度の不足に見舞われた。そのため農村部では、国策として主要食糧の供出が引き続いて義務づけられた。

本資料は、大字山本<sup>やまもと</sup>にあった山本農業組合の「昭和二十三年産 主要農産物供出並ニリンク物資配給書類綴<sup>つづり</sup>」から、「米供出割当表」と「米及甘藷<sup>かんしょ</sup>の超過供出に対する放出衣料品割当について」を抜粋したものである。

なお、ここでいう農業組合とは、昭和七年の産業組合法改正で成立した農事実行組合の流れを汲む大字ごとの農家の協同組織を指す。その母体は明治三十年代に農会や産業組合、地方県庁の指導によって成立した農家小組合<sup>こくみあい</sup>である。昭和二十二年の「農業協同組合法の制定にともなう農業団体の整理等に関する法律」で法制上は解散したが、供出・配給の下部実行機関として機能していたとみられる。

前者の「米供出割当表」は氏名・事前割・補正割・普通・超過の項目があり、表は二段組になっている。氏名は姓・名のないし二文字を組み合わせた二〜三字の形式で記入されている。この算定の基になったのが、耕作反別・水稻反別・実収量・家族数などを記した「実態調査報告」であった。割当表はあらかじめ割当を行った後に、普通との超過分が最後の欄に示されている。なお補正割がどのような基準で算出されたかはこの資料では明確でない。この超過分が連合軍放動物資の衣料品を購入する衣料切符の点数の基礎となった。

後者の資料では、超過供出として米一俵について六点、甘藷一俵について一点として、放出物資の品目と購入するのに必要な点数が示されている。プランケット三〇点、ソックス三点、綿ドローズ六点、毛トラウザー二四点、スエーター一点、コットンシャツ一二点など、すべて英語名でカタカナ表記になっているところもおもしろい。購入する時は、北比都佐村農業協同組合で、衣料切符と印鑑持参のこととある。物不足の戦後の混乱期に、供出と連合軍の放動物資の配給が結び付いていることは重要である。しかもそれが大字での責任供出システムに組み込まれ、北比都佐村長から各大字農業組合長宛の公文書となっていることにも注目したい。